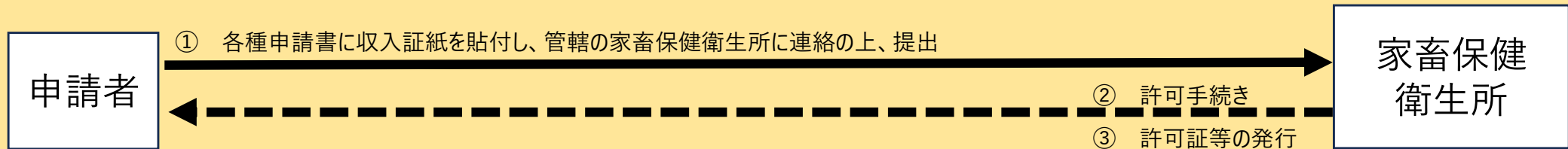
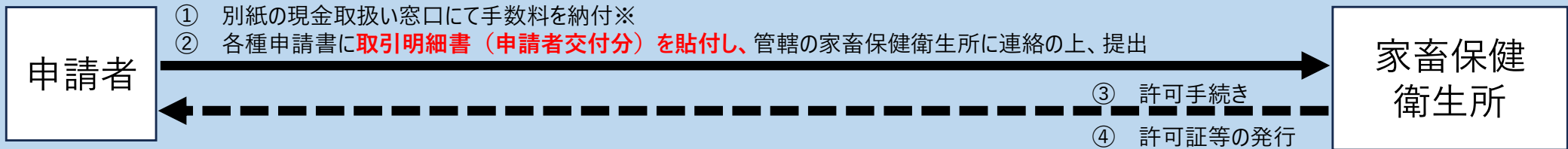


# 手数料納付方法について（家畜改良増殖法に係る申請）

## 1. 収入証紙を持っている場合（～令和9年3月末日まで）



## 2. 現金取扱い窓口での納付の場合（令和8年10月～）※家畜保健衛生所では現金での納付はできません。 収入証紙ではなく、『取引証明書』の貼付となります。

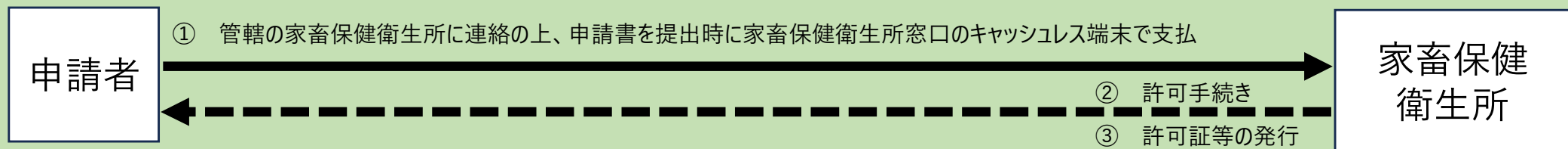


※納付方法は現金。

納付窓口は、【別添1】キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「支払方法」の「現金収納」に○がついている所属。

※事前に印刷した【別添2】QRコード一覧（畜産振興課、家防防疫対策課）のうち、利用手続きのQRコードを、納付窓口にて提示。端末でQRコードを読み込→支払い。

## 3. 窓口納付（キャッシュレス端末）の場合（令和8年10月～）



※納付方法はクレジットカード、スマホ決済（一部家保ではR8.12月から取扱い）、電子マネー。※必ず事前に御確認ください。

納付窓口は、【別添1】キャッシュレス決済対応端末の設置場所のうち「支払方法」の「キャッシュレス」に○がついている所属。

※事前に印刷した【別添2】QRコード一覧（畜産振興課、家防防疫対策課）のうち、利用手続きのQRコードを、納付窓口にて提示。端末でQRコードを読み込→支払い。

【担当】各家畜保健衛生所  
家畜防疫対策課  
TEL：099-286-3224・3297